

通信日付印の年月日	(確 認)		番 号
年 月 日			

被相続人の氏名 _____

申告期限後 3 年以内の分割見込書

相続税の申告書「第11表（相続税がかかる財産の明細書）」に記載されている財産のうち、まだ分割されていない財産については、申告書の提出期限後 3 年以内に分割する見込みです。

なお、分割されていない理由及び分割の見込みの詳細は、次のとおりです。

1 分割されていない理由

2 分割の見込みの詳細

3 適用を受けようとする特例等

- (1) 配偶者に対する相続税額の軽減（相続税法第19条の 2 第 1 項）
- (2) 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の 4 第 1 項）
- (3) 特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の 5 第 1 項）
- (4) 特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例（所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)による改正前の租税特別措置法第69条の 5 第 1 項）

（ 裏 ）

記 載 方 法 等

この書類は、相続税の申告書の提出期限までに相続又は遺贈により取得した財産の全部又は一部が分割されていない場合において、その分割されていない財産を申告書の提出期限から 3 年以内に分割し、①相続税法第19条の 2 の規定による配偶者の相続税の軽減、②租税特別措置法第69条の 4 の規定による小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例又は③租税特別措置法第69条の 5 の規定による特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けようとする場合に使用してください。

- 1 この書類は、相続税の申告書に添付してください。
- 2 「1 分割されていない理由」欄及び「2 分割の見込みの詳細」欄には、相続税の申告期限までに財産が分割されていない理由及び分割の見込みの詳細を記載してください。
- 3 「3 適用を受けようとする特例等」欄は、該当する番号にすべて○を付してください。
- 4 遺産が分割された結果、納め過ぎの税金が生じた場合には、分割の日の翌日から 4 か月以内に更正の請求をして、納め過ぎの税金の還付を受けることができます。また、納付した税金に不足が生じた場合には、修正申告書を提出することができます。
- 5 申告書の提出期限から 3 年以内に遺産が分割できない場合には、「遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書」をその提出期限後 3 年を経過する日の翌日から 2 か月以内に相続税の申告書を提出した税務署長に対して提出する必要があります。

この承認申請書の提出が期間内になかった場合には、相続税法第19条の 2 の規定による配偶者の相続税の軽減、租税特別措置法第69条の 4 の規定による小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例及び租税特別措置法第69条の 5 の規定による特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けることはできません。